

[ 事案 21-75 ] 契約転換無効確認請求

平成 22 年 7 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

妻が契約転換した際、営業担当者が不利益となる重要事項の説明をしなかったこと等を理由に、転換後契約を無効にして元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 17 年に契約転換したが、その際、営業担当者から、積立金が取崩されること、終身保険が無くなること、転換後の保険料が全て掛け捨てになること、の重要事項について、契約者・被保険者である自分に対し、直接具体的な商品内容等について説明がなされていない。

また、相手方会社は、営業担当者は妻に契約内容の説明をしたと言うが、これらの重要事項については妻にも説明されていないことから、当該募集は保険業法第 300 条 1 項に違反しており、転換契約を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 契約者である申立人は、保障内容変更の判断を以前から妻に任せており、営業担当者はその妻に重要事項の説明を尽くしている。
- (2) 申立人の妻に錯誤は認められない。
- (3) 申立人は、契約申込書に自署し、嘱託医診査も受診している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人が主張する保険業法違反については、直ちに契約の効力に影響を及ぼすものではないので、消費者契約法第 4 条 2 項（不利益事実の不告知）による取消し、あるいは民法第 95 条の錯誤無効を主張するものと解することとし、申立書、答弁書等の書面の内容、申立人および申立人の妻ならびに営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

その結果、下記理由により本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1．妻に保障内容変更の判断を任せていたか

提出された資料より認められた事実や、申立人の妻が、事情聴取において「相手方会社の生命保険加入後の 2 度にわたる契約転換および減額の際の説明は、いずれも申立契約と同じ営業担当者から自分(妻)が説明を受け、その内容を判断し、夫(申立人)が契約書に署名してきたこと、申立人には契約内容は説明していない」と述べている。

このようなこれまでの経緯に加え、契約書に署名することの意味を熟知している申立人が、妻から詳しい説明を聞くこともなく、申込書の記載及び自署をし、その後、告知書も作成して、診査を受けている事実も考慮すると、申立人は、妻に保障内容変更の判断を任せていた（代理権を付与していた）と認めることができる。

こうした場合、本件転換契約の効力に影響のある事実の有無は、妻について決することになり（民法第 101 条 1 項）妻に対して重要事項が説明されたか、あるいは妻に錯誤がなかったかを検討することとなる。

2．妻に重要事項が説明されたか

営業担当者が、妻に対し、申立人が主張する重要事項 3 点（前記 ~ ）について説明したかについては、下記のとおり、営業担当者が申立人にとって不利益となる事実を妻に告げなかったと認めることはできず、消費者契約法 4 条 2 項にもとづく取消しは認められない。

(1) 重要事項 について

妻は、事情聴取において、転換前の死亡保障を転換後に増額することにより高くなる保険料を減額するため、営業担当者より「貯まっているものを回す」との説明があったことを認めているが、営業担当者のこの説明は、積立金の取崩しの説明であることは明らかであり、妻もそのことを認めている。従って については説明がなされていると認めることができる。

## (2) 重要事項 と について

1) 妻は、事情聴取において、営業職員にパンフレットを見せられ説明を受けたことを認めており、本件転換契約において、転換前後で保障内容がどのように変わるかについて説明するには、通常、パンフレットを用いると考えられることから、営業担当者は妻に対し、同様のパンフレットを用いて本件転換契約の内容を説明したと考えられる。

2) パンフレットには、転換後契約では申立人が80歳の時に積立金が一定額以上ある場合に終身保険に移行できるが、転換契約時にあった積立金は、取崩しにより減少しこのままでは終身保険に変更できないことが記載されている。さらに、 の意味を「転換後の保険料から新たに積立金となる部分がないこと」あるいは「新たに保険料を支払っても積立金や解約返戻金が増えていかないこと」と捉えた場合、パンフレットには年々減額する積立金の推移が記載されており、保険料が掛け捨てになることの記載もなされていると言え、結局、重要事項 については、いずれもパンフレットに記載されていると言える。

3) 営業担当者が、パンフレットを使用せずに商品内容を説明することは困難と思われ、また、パンフレットに則して説明するのが一般的であること、転換後契約に契約転換制度を活用して加入する場合には、上記積立金の推移は欠かせない説明であることからすると、特段の事情がない限り、 の事項は説明されたと推認するのが合理的であるといえ、本件では、この推認を覆す特段の事情は認められない。

## 3. 妻に錯誤がなかったか

営業担当者による重要事項の不告知の事実が認められない以上、妻に錯誤の存在を認めることは困難といえるが、仮に錯誤が認められるとしても、この錯誤が民法第95条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」<sup>[注]</sup>と認められる必要がある。

「要素の錯誤」の成否を検討するに、本件の転換内容が、従前の保障に比べ死亡保障を大きく増やす一方で、保険料を抑えるための対応策であったことからすると、通常人にとって転換契約を左右する事情とまでは認められない。

よって、妻に錯誤があったとしても、「要素の錯誤」と認定することはできず、申立人の錯誤無効の主張は認められない。

[注]「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、転換契約をしなかったであろうことを意味する。